

## 社員退職手当支給規程

(目的)

第1条 この規程は、株式会社世田谷サービス公社（以下「会社」という。）の社員の退職手当について、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規程において「退職の日」とは、社員が退職し、または解雇された日をいう。

2 この規程において「退職日給料月額」とは、当該社員の退職の日における給料月額をいう。

3 この規程において、「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（一般の退職手当が支給されることとなる退職に限る。）の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる期間をいう。

(1) 第3条に規定する社員としての引き続いた在職期間

(2) 第14条第4項の規定により社員としての引き続いた期間に含むものとされた在職期間または引き続くものとみなされた在職期間

(支給対象)

第3条 退職手当の支給を受ける者は、就業規則第3条第1号アに規定する社員とする。

(退職手当の支給制限)

第4条 社員が次の各号の一に該当する場合には、退職手当は支給しない。

(1) 懲戒免職の処分を受けたとき

(2) 禁固以上の刑に処せられ、退職し、または解雇されたとき

2 社員が退職し、又は解雇された場合において、基礎在職期間中の職務に関し、懲戒免職を受ける事由に該当する事実が明らかになったときは、既に支給した退職手当を返還させ、または退職手当を支給しないことができる。

3 前2項の規定により一般の退職手当等の額を返還させる場合には、その旨を記載した書面で通知しなければならない。

4 一般の退職手当のうち、第13条の規定により計算した退職手当の調整額に相当する部分は、退職手当の基本額が支給されない者には支給しない。

(退職手当の支給)

第5条 退職手当は、社員が退職した場合にその者（死亡による退職の場合にはその遺族）に支給する。

2 第5条の2の規定による退職手当（以下「一般の退職手当」という。）および第16条の規定による退職手当は、職員が退職した日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職したものに対する退職手当の支給を受けべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りではない。

(一般の退職手当)

第5条の2 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第12条までの規定により計算した退職手当の基本額に、第13条の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

(遺族の範囲および順位)

第6条 前条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 配偶者（届け出をしないが、社員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）

(2) 子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹で、社員の死亡当時、主としてその収入

によって生計を維持していた者

(3) 前号に掲げる者のほか、社員の死亡当時、主としてその収入によって生計を維持していた親族

(4) 子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹で、第2号に該当しない者。

2 前項に掲げる者が、退職手当を受ける順位は、前項各号の順位により、第2号および第4号に掲げる者のうちにある場合は、同号に掲げる順位による。この場合においては、父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。

3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

4 前項の規定により退職手当を支給する場合において、同項に規定する遺族が総代表を選任したときは、当該遺族が受ける退職手当の額を合算して、当該遺族が選任した総代表に支給する。

(遺族からの排除)

第7条 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

(1) 社員を故意に死亡させた者

(2) 社員の死亡前に、当該社員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位または同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(普通退職の場合の退職手当の基本額)

第8条 第10条第1項、第11条または第12条に該当する場合を除くほか、退職した者に対して支給する退職手当の基本額は、退職日給料月額に別表1の勤続期間に区分して「普通退職の場合の退職手当の基本額の支給率」を乗じて得た額の合計額とする。

2 前項の規定により計算した金額がその者の退職日給料月額に41.25を乗じて得た額を超える場合は、同項の規定にかかわらず、その乗じて得た額をもって退職手当の基本額とする。

(定年退職等の適用範囲)

第9条 定年退職等に該当する者は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 就業規則第22条に規定する、定年に達したことにより退職した者

(2) 退職の日の属する会計年度の末日における年齢が58歳以上で、就業規則第22条に規定する、定年退職日の前日までに退職した者

(3) 本人の事情によらないで引き続いて勤務することを困難とする理由により退職した者で、下記に該当する者

ア. 部長、課長およびこれらに準ずる職にある者で、在職期間が10年以上の者

イ. 在職期間が20年以上で、会計年度の末日の年齢が55歳以上58歳未満の者

ウ. 在職期間が25年以上で、会計年度の末日の年齢が50歳以上55歳未満の者

(4) 社員となった日以後、病気にかかり、または負傷し、その職務の遂行に堪えられずに退職した者

(5) 通勤による災害により退職した者

(6) 死亡により退職した者

(定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第10条 第9条の規定に該当し、退職した者に対して支給する退職手当の基本額は、退職日給料月額に別表1の勤続期間に区分して「定年退職等および整理退職等の場合の退職手当の基本額の支給率」を乗じて得た額の合計額とする。

2 前項の規定により計算した金額が、退職日給料月額に49.55を乗じて得た額を超える場合は、同項の規定にかかわらず、その乗じて得た額をもってその者に対して支給する退職手当の基本額とする。

(整理退職等の場合の退職手当の基本額)

第11条 会社や業務の都合により就業規則第25条第1項の規定に該当する理由またはこれに準ずる理由で退職した者、および役員に就任したことにより退職した者に対して支給する退職手当の基本額は、退職日給与月額に、当該社員の勤続期間を別表1の基礎在職期間に区分して、「定年退職等および整理退職等の場合の退職手当の基本額の支給率」を乗じて得た額の合計額とする。

2 前項の規定は、過去の退職につき既にこれらの規定の適用を受け、かつ、その退職日の翌日から1年内に再び職員となった者が、その再び職員となった日から起算して1年以内に退職した場合には、適用しない。

3 前条第2項の規定は、第1項の退職手当の基本額の計算について準用する。

(非違により勸奨をうけて退職した者に対する一般の退職手当)

第12条 第8条第1項、第10条第1項、第11条第1項の規定にかかわらず、社員が非違により勸奨を受けて退職した場合においては、非違の程度に応じて一般の退職手当を支給せず、または第8条の規定により計算した額から一部を減額した額をもってその者の一般の退職手当の額とする。

(退職手当の調整額)

第13条 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者に対して、次項、第3項、第4項および第5項の規定により付与されたポイントのうち、評価期間におけるものを合計したものに第11項に定める退職手当の調整額の単価を乗じて得た額とする。

2 ポイント(当該社員が属する社員の区分に応じて、当該各号に定める数をいう。以下同じ。)は会計年度ごとに確定し、当該社員にこれを付与する。この場合において、当該社員に、休職月等がある場合その第6項に定める事由がある場合は、当該ポイントについて必要な調整を行う。

3 前項の社員の区分は、職務の級その他社員の職務の複雑、困難および責任の度に関する事項を考慮して7区分とし、それぞれに付与するポイントとともに、別表2のとおりとする。

4 第2項のポイントの確定は、会計年度の末日に行うものとする。ただし、第6項第2号に該当する場合は、その退職をした日にポイントの確定を行うものとする。なお、平成19年4月1日に在職する社員には、昭和62年度から平成18年度までのその社員の在職期間に応じて、第13条の規定を適用したならば付与されることになるポイントを同日に付与する。

5 第2項の休職月等とは、次の各号に掲げる理由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。)をいう。

- (1) 就業規則第17条または契約社員就業規則第15条に規定する休職または休業
- (2) 就業規則第46条または契約社員就業規則第49条に規定する停職
- (3) 育児・介護休業等に関する規程による育児休業(以下「育児休業」という。)
- (4) その他これらに準ずる理由

6 第2項で規定する必要な調整を行う場合のその他の事由は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 会計年度の初日以外の日採用された場合
- (2) 会計年度の末日以外の日退職した場合
- (3) 会計年度の初日以外の日昇格等をした場合
- (4) 会計年度の初日以外の日降格をした場合

7 第2項のポイントについての必要な調整は、ポイント区分に応じたポイントに該当ポイント区分の適用を受けていた月数(第5項および前項に該当する場合は、該当ポイント区分の適用を受けていた月数に係る除算月数(これらの場合につき、第14条

- 第3項の規定を適用したならば除算することになる月数をいう。)を減じて得た月数)を乗じ、12月で除して得たポイント(1未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)とすることにより行うものとする。ただし、社員が2以上のポイント区分に属している場合は、ポイント区分ごとに前述の調整を行ったうえで得たポイントを合計するものとする。
- 8 次項の規定により、評価期間(第10項に規定する評価期間をいう。以下同じ。)が21年度間になる場合の合計ポイント(第1項の規定により合計したポイントをいう。以下同じ。)は、次の各号の掲げる区分に応じ、当該各号に定めるポイントの合計とする。
- (1) 評価期間の終期になる会計年度 第4項ただし書きの規定により確定したポイント
  - (2) 評価期間の始期になる会計年度 12月から前号のポイントの確定に係る月数を減じた月数に当該会計年度において確定したポイントを乗じ、12月で除して得たポイント1未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)
  - (3) 評価期間のうち、前2号以外の会計年度 各会計年度において確定したポイント
- 9 平成19年4月1日以後に退職する者(第8条第1項の規定に該当する者を除く。)の合計ポイントが、別表3の左欄に掲げるその者が退職した日の属する会計年度の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるその者の基礎在職期間(第11条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の区分ごとに定めるポイントに達しないときは、第13条第1項の規定にかかわらず、当該ポイントをその者の合計ポイントとする。
- 10 第1項の評価期間とは、退職(退職手当の基本額が支給されることとなる退職に限る。以下この項において同じ。)をした者の基礎在職期間(第2条第3項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)のうち、退職をした日の属する会計年度を含む20年度間(退職をした日が当該退職をした会計年度の初日から2月末日までである場合は21年度間)をいう。
- 11 退職手当の調整額の単価は、1,000円とする。ただし、退職手当の調整額の単価は、その者が退職した日における社員給与規程第17条の規程による調整手当の支給割合が、次の表の左欄に掲げる割合である場合は、前述の規定にかかわらず、当該右欄に定める額とする。

100分の13	180円
100分の14.5	440円
100分の15	520円
100分の16	680円
100分の17	860円

(勤続期間の計算)  
 第14条 退職手当の基本額の算定の基礎とする勤務期間の計算は、社員としての引き続きいた在職期間による。

- 2 前項の規定による在職期間の計算は、社員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数とする。
- 3 在職期間のうち休職月等が1ヵ月以上あったときは、その月数の2分の1(育児休業をした期間および育児短時間勤務等をした期間については3分の1)に相当する月数を在職期間から減ずる。ただし、休職の場合において、会社が特に認めた場合は、この限りではない。
- 4 第1項に規定する社員としての引き続きいた在職期間には、世田谷区都市整備公社の職員、財団法人世田谷区都市整備公社の職員、世田谷区サービス公社の職員および株式会社エフエム世田谷の職員から引き続いて社員となった者の、当該職員としての引

き続いた在職期間、または就業規則第3条第3号イに規定する社員で、当初の雇用契約期間終了後に、同規則第1項アに規定する社員として採用することを前提とし、平成19年4月1日以降に雇用された社員としての引き続いた在職期間をそれぞれ含むものとする。

5 前4項の規定により計算した在職期間に1年未満の端月数がある場合には、6ヵ月以上はこれを1年とし、6ヵ月未満はこれを切り捨てる。ただし、第10条または第11条の規定による退職手当の基本額を計算する場合については、これを1年とする。

(休職等の場合の給料月額)

第15条 社員が退職の日において、休職、停職、減給その他の理由により、その給料の一部又は全部を支給されない場合は、当該理由がないと仮定した給料月額とする。

(予告を受けない退職者の退職手当)

第16条 社員の退職が労働基準法第20条および第21条の規定に該当する場合におけるこれらの規定による給与は、一般の退職手当に含まれるものとする。

(刑事事件に関し退職した場合の退職手当の取り扱い)

第17条 社員が刑事事件に関し起訴された場合において、刑が確定し禁固以上の刑に処せられなかったときは、第12条の規定による一般の退職手当の額（無罪の言渡を受けたときは、本来受けるべき一般の退職手当の額）を支給する。ただし、刑の確定前に退職したときは、一般の退職手当は支給しない。

2 前項の規定は、退職した者に対し、まだ一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、その者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されたときについて準用する。

(口座振替による支払)

第18条 退職手当は、受給者から申し出のある場合は、口座振替の方法により支払うことができる。

(退職年金制度)

第19条 第5条に定められた退職手当の支給にあたっては、別に定める退職年金規程によるものとし、会社は社員を加入者として独立行政法人勤労者退職金共済機構・中小企業退職金共済事業本部（中退共）と加入契約を締結する。

2 この規程による退職手当支給額と退職年金制度から支給される退職年金との差額については、会社が直接支給する。

(規程の改廃)

第20条 この規程は、関係法規の改正および社会事情の変化等により必要がある場合は、社員代表と協議の上改廃することができる。

付 則

この規程は、昭和60年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成13年7月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成20年1月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。